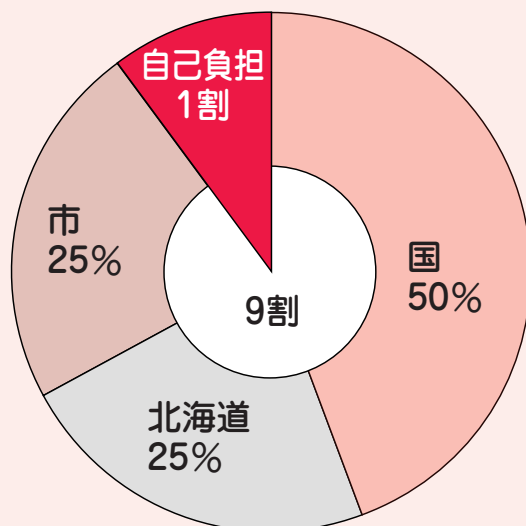
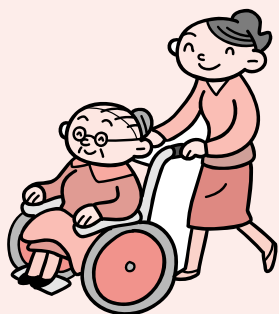


障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

制度をみんなで支え合うため、障害福祉サービスを利用した方は、費用の原則1割を負担します。

ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなり過ぎないようにしています。残りの9割は、国・北海道・市が負担する仕組みです。



障害福祉サービスの自己負担上限額

区分	対象	上限額 (月額)
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害のある方、または障害のある方の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	24,600円
一般	住民税課税世帯の方	37,200円



※利用者負担の軽減

- サービス費用の自己負担額 (月額) は、所得により上限が決められています。
- 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。
- 資産が一定以下の方は、個別の免除制度があります。
- 施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の方は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

